

第18編 農道編

第1章 道路

第1節 適用

農道工事における道路の施工については、第10編第1章道路改良の規定による。

第2節 適用すべき諸基準

受注者は、**設計図書**及び下記の基準類、第10編道路編に掲げる適用すべき諸基準による。また、この諸基準は、最新版を適用する。なお、基準類と**設計図書**に相違がある場合は、原則として**設計図書**の規定に従うものとし、疑義がある場合は、監督職員と協議しなければならない。

農林水産省 土地改良事業計画設計基準・設計「農道」 (平成17年3月)

第2章 舗装

第1節 適用

農道工事における舗装の施工については、第10編第2章舗装の規定による。

第3章 橋梁下部

第1節 適用

農道工事における橋梁下部の施工については、第10編第3章橋梁下部の規定による。

第4章 鋼橋上部

第1節 適用

農道工事における鋼橋上部の施工については、第10編第4章鋼橋上部の規定による。

第5章 コンクリート橋上部

第1節 適用

農道工事におけるコンクリート橋上部の施工については、第10編第5章コンクリート橋上部の規定による。

第6章 トンネル

第1節 適用

農道工事におけるトンネルの施工については、第10編第6章トンネル(NATM)の規定による。

余白